

# 災害月報の提出について

## 災害月報の提出に当たっての注意事項

- 災害月報の提出は、月末までのご提出をお願いします。
- 休業日数は、その月の災害による罹災者について、翌月 20 日現在の実際の休業日数を記載してください。21 日以後については、20 日現在の診断見込み日数を実際の休業日数に加算してください。
- 災害による罹災者がいない場合の月報は、翌月 1 日から提出可能です。

# 災害月報の提出について

## 参照条文

○鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)(抄)

(報告)

第四十一条 (略)

2 鉱業権者は、前項に定めるもののほか、経済産業省令で定める時期に、経済産業省令の定めるところにより、災害その他の保安に関する事項であつて経済産業省令で定めるものを産業保安監督部長に報告しなければならない。

○鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)(抄)

第四十六条 (略)

2 前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

事項	時期	項目
一 災害の発生及び罹災の状況	毎月末	様式第八による
二～十一 (略)	(略)	(略)

# 災害月報の提出について

## 逐条解説（1 / 2）

○ 鉱山保安法令の解説 第3 鉱山保安法施行規則(抄)

・ [災害月報の記載要領について【別添\(第46条第2項関係\)】](#) p.163～169

### 5 休業日数

休業日数は、その月の災害による罹災者について、翌月20日現在調による実際の休業日数によるものとし、21日以後については、20日現在における医師の診断見込み日数を実際の休業日数に加算するものとする。ただし、20日直前に診断が行われたような場合は、その時の休業見込み日数をもってこれに代える。

なお、実際の休業日数には、医師の診断により治癒と決定した以後において随意に休業した場合は含まないものとする。

【注1】休業日数における所定休日(土、日)の取扱いは次のとおり。

- ① 罹災日の翌日から起算し、所定休日についても休業日数に含める。ただし、所定休日のみで復職可能で有る場合は不休とする。
- ② ゴールデンウィーク等の前日に罹災し休日に入った場合は、医師の診断による休業日数(所定休日も含めた歴日数)とする。
- ③ なお、休業日数については鉱山と調整し、労働災害動向調査等との整合性をとること。

### 6 月末鉱山労働者数

月末鉱山労働者数は、「2 鉱山労働者」に記載する鉱山労働者の範囲により、月末現在における鉱山労働者数(長期欠勤者を含む。)を記入する。ただし、請負労働者数について、月末による把握が困難な場合は、最終出稼日によるものとする。

【注2】複数の鉱山を兼務している場合はそれぞれに計上せず、月末日の最後に出勤した鉱山に計上することとする。 3

# 災害月報の提出について

## 逐条解説（2 / 2）

○ 鉱山保安法令の解説 第3 鉱山保安法施行規則(抄)

・ [災害月報の記載要領について【別添\(第46条第2項関係\)】](#) p.163～169

### 7 稼働延人員

(1) 稼働延人員とは、各鉱山労働者が実際に働いた稼働者数を累計したものをいう。したがって、公休出勤者を稼働と取り扱うのは当然であるが、次の場合は除外される。

- ① 長期欠勤、欠勤、有給休暇及びストライキにより休業した場合
- ② 公休出勤者が代休をとった場合

(2) なお、稼働延人員の計算は、残業の場合を一人、連勤の場合を二人とする。

### 8 稼働延時間

稼働延時間とは、一月間の各鉱山労働者の延稼働時間総和をいう。したがって、公休出勤、残業、連勤等は稼働延時間に含まれるが、有給休暇は含まれない。

なお、鉱山労働者が坑内及び坑外において作業する場合は、坑内、坑外の作業時間を各別に計算し記入する。

【注3】 当月末の三番方に就業した鉱山労働者の稼働延人員及び稼働延時間の取扱いは、月末の午後12時前に始業したものについては翌月に終業するものであっても当月分として計上し、当月末の三番方であって翌月の午前零時以降に始業するものについては翌月分として計上する。

なお、月末の三番方に就業した鉱山労働者に関する死傷者の取扱いは、これに関係なく、罹災日時に属する月に計上する。

# 保安図の提出について

## 保安図の提出に当たっての注意事項

- 毎年6月末現在の保安図の複本を、**8月末日までに提出する必要があります**があります。  
(正本は鉱業事務所で管理)
- 昨年までに提出された保安図から変更がない場合は、その旨を、保安ネットで申し出ることで、提出は不要となります。
- 保安図の作成にあたっての注意事項（使用する記号、必要な図面の種類、表記しなければならない物件等が適切に表示される縮尺等）については、鉱山保安法施行規則第47条第2項 第1号から第15号まで 細かく規定されておりますので、間違いの無いようご注意ください。
- 期限までの提出や申し出を、お忘れにならないよう、お願いいたします。

申し出た事実が必要です！  
口頭はNGです。

# 保安図の提出について

## 参照条文（1／2）

○鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）（抄）  
（保安図）

第四十二条 鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、鉱山に係る保安図を作成し、これを鉱業事務所に備え、かつ、その**複本を産業保安監督部長に提出**しなければならない。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項、第十二条、第十三条第二項、第十九条第四項、第三十条又は第四十二条の規定に違反した者
- 二～六（略）

○鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）（抄）  
（保安図）

第四十七条 鉱業権者は、法第四十二条の規定に基づき作成した保安図の複本を、**毎年六月末日現在のものを毎年八月末日までに提出するものとする。ただし、既に提出した保安図の複本から変更がないときは、その旨を産業保安監督部長に申し出て、その提出を行わないことができる。**

2 法第四十二条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。

- 一 施設の配置が適切に表示される縮尺とすること。
- 二 記号は、日本産業規格M〇一〇一鉱山記号で定める記号とし、同規格に該当する記号がない場合にあっては、簡潔かつ平易に事項を表示することができる記号とする。
- 三 石炭鉱山及び金属鉱山等の露天掘採場並びに金属鉱山等の坑内においては、平面図のほか、さい面図を作成すること。
- 四 石炭坑においては、必要があるときは、平面図のほか、さい面図を作成すること。
- 五 石炭坑においては、坑口、通気坑道、人道、運搬坑道その他の坑道、立坑、採炭作業場、掘進箇所、必要な掘採跡、必要な旧坑、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、扇風機の位置及び種類、通気方向、通気量（各分流のものを含む。）、気温、湿度、ガス含有率、通気戸、風橋、ガス誘導施設、散水施設、爆発伝播防止施設、排水ポンプ、巻揚機、自然発火箇所その他保安上必要な事項を記載すること。**（第6号から第15号までは次ページ参照）**

# 保安図の提出について

## 参照条文（2 / 2）

○鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）（抄）  
（保安図）

第四十七条（略）

2 法第四十二条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。

六 金属鉱山等の坑内においては、坑口、坑道、立坑、掘採作業場、掘進箇所、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、通気設備、排水設備、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。

七 石油鉱山においては、坑井、ポンピングパワー、特定施設、受電設備、火薬類その他の危険物の貯蔵所、消火施設の位置その他保安上必要な事項を記載すること。

八 石油坑（略）

九 海底下等を掘採する鉱山においては、海底下等から掘採箇所までの深度、地層の状況、断層の状況等その他保安上必要な事項を記載すること。

十 石炭鉱山の坑外においては、露天掘採場、選炭場、捨石又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、火薬庫、火薬類取扱所、油脂類その他の危険物の貯蔵所、扇風機の位置及び種類、ガス誘導施設その他保安上必要な事項を記載すること。

十一 金属鉱山等の地下施設においては、第三号及び第六号に準じて記載すること。

十二 金属鉱山等の坑外においては、露天掘採場、製錬場、選鉱場、捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、坑廃水処理施設等及び排水口、火薬庫、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、油脂類、毒物及び劇物その他の危険物の貯蔵所、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。

十三 核原料物質鉱山（略）

十四 金属鉱山等においては、鉱山の周辺にある鉱業法第六十四条に規定する公共の用に供する施設及び建物を記載すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、産業保安監督部長が保安上必要があると認めて指示した事項を記載すること。